

■ 制度・支援メニュー 一覧表

1. ボランティア活動の制度 ボランティア

● <みどりのボランティア>公園ボランティア制度

都市公園などにおける市民の方々のボランティア活動の実態を把握し、状況に応じた側面的な支援を行うことにより、公園におけるボランティア活動を促進するため、公園でのボランティア活動を希望する市民の方に登録をしたうえで、計画的に清掃等の活動をしていただく制度です。

中央区土木部維持管理課:TEL 011-614-5800

北区土木部維持管理課:TEL 011-771-4211

東区土木部維持管理課:TEL 011-781-3521

白石区土木部維持管理課:TEL 011-864-8125

厚別区土木部維持管理課:TEL 011-897-3800

豊平区土木部維持管理課:TEL 011-851-1681

清田区土木部維持管理課:TEL 011-888-2800

南区土木部維持管理課:TEL 011-581-3811

西区土木部維持管理課:TEL 011-667-3201

手稲区土木部維持管理課:TEL 011-681-4011

みどりの推進部みどりの管理課:TEL 011-211-2536

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/volunteer/volunteer.html>

● <みどりのボランティア>森林ボランティア制度

森林の保全と活用を目的に民有林を買い取った「都市環境林」、森林所有者の協力により、自然とのふれあいの場として開放している「市民の森」、都市景観の形成や環境の保全などのため樹林地を指定した「特別緑地保全地区」などにおいて、市民による積極的な森林保全活動を行なう事業です。森林で草刈、間伐、枝打ちなどの活動をする皆さんを森林ボランティアとして登録し、資機材の提供・技術指導などの支援を行っています。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課:TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/volunteer/index.html>

● さっぽろタウンガーデナー制度

札幌をみどり豊かなうるおいある都市にするための「花と緑のまちづくり」に取り組む方達の登録制度。「さっぽろ花と緑のネットワーク」が、花と緑に関する活動のお手伝いをします。ホームページや会報で情報を発信したり、イベントや講習会などを通じてガーデナーのみなさんの交流の機会を作ります。活動を新しく始める人たちの、きっかけづくりのお手伝いもします。

さっぽろ花と緑のネットワーク事務局:TEL 011-251-3309・FAX 011-211-2577

ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/flowers/>

2. 講習会・手引き 1/2 講習会・手引き

● 緑花園芸学校

花や緑を通して地域や社会に貢献できるボランティア、都市緑化のサポーターの養成を目的に開講しています。札幌の気候にあった植物管理の知識と技術、公園の維持管理やイベント運営などを学べます。カリキュラムは四季(4クォーター)に分けて、講義45回・実習25回で構成しています。また、講義のみになりますが、興味のある講義を自由に選んで申し込みができる「個別受講」を随時受け付けています。

(財)札幌市公園緑化協会: TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/img/engei_m.gif

● <各種講習会> 豊平公園緑のセンター 各種教室・講習

園芸教室や、自然観察会などの自然教室・クラフト講習会などを開催しています。連続講座として、園芸・アート講座も開催しています。不要になった樹木や草花を他の欲しい方へ仲介するグリーンデータバンクも行っています。

豊平公園緑のセンター: TEL 011-811-6568・FAX 011-811-6568
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/toyohira/>

● <各種講習会> 百合が原公園緑のセンター 各種教室・講習

園芸、植物などに関する講習会、植物を素材にしたクラフト教室、実際に園芸作業をしながら基本を学べるガーデニング教室などを開催しています。無料で利用できる相談コーナーや図書館、ガーデンショップが併設されています。

百合が原公園緑のセンター: TEL 011-722-3511
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/yuri/>

● <各種講習会> 平岡樹芸センター 各種教室・講習

園芸、庭づくり教室、クラフト、アレンジ講習会などを開催しています。緑の相談コーナー、講義室、展示室、図書コーナーなどが設けられています。

(財)札幌市公園緑化協会: TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/sukusukut.html>

2. 講習会・手引き 2/2 講習会・手引き

●緑と花に関する手引書「すくすくみどり」の配布

緑と花に関する手引書を毎年10,000部作成し、毎年春に札幌市役所・各区役所・公共施設等で配布しています。

平岡樹芸センター：TEL 011-883-2891・FAX 011-883-2891

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kiyota/learn/vision/02-kiyota-04.html>

●花苗づくりブック「種から育てる花のまちづくり“たね本”」の配布

種から花苗を育てるための基本的なポイントを紹介するガイドブックを配布しています。花の育苗・栽培には多くの手法がありますが、なるべく安く、分かりやすく、容易にできることを目指して、「セルトレイ（種まき用の容器）」を用いた育て方を中心に、まとめたものです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuke/midori/machi/hana/tanebook/index.html>

3.緑化の支援 緑化の支援

●マイタウン・マイフラワープラン

みどり豊かなまちづくりの取組みの一環として、市民の緑化意識の高揚を図り、市民の自主的な緑化活動の推進を目指して、幼稚園や小学校、地域において、街路樹柵などに植える花苗を市民のみなさんが自ら育てる取組みを支援する制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課:TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/machi.html>

●一家庭一植樹運動(苗木の提供、植樹支援)

緑のボリュームアップの取組みとして、民有地の緑化の推進と市民の緑化意識の高揚を図ることを目的に、各家庭での植樹を支援する取組みです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課:TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

●緑化ツタ苗の補助事業

札幌市内で、ツタで壁面を緑化しようとしている住宅、事業所等を対象として、植込み予定数の半数(最高15本)のツタ苗(ナツツタ)を現物で助成しています。募集は年2回で春と秋に「広報さっぽろ」等でお知らせしています。

(財)札幌市公園緑化協会:TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/tuta.html>

●フラワーコンテナ(ポット)の貸出し

札幌市内の町内会、自治会、商店街等の民間団体を対象として、身近なみどりの創出と花壇造成の一助となるよう、3年間フラワーポットの貸し出しを行っています。募集は年1回で春に「広報さっぽろ」等でお知らせしています。

(財)札幌市公園緑化協会:TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/pot.html>

●記念樹プレゼント事業

札幌市民を対象に、結婚、出産、新築といった人生の節目を記念して家庭用の苗木をプレゼントしています。募集は年2回で春と秋に「広報さっぽろ」等でお知らせしています。

(財)札幌市公園緑化協会:TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/purezento.html>

4. 地域のみどりをつくる制度 みどりをつくる

● 緑の協定制度

住まいの地域のみどりを守り育てるために、市民の皆さんの住宅敷地などのみどりを増やすことについて住民の皆さんの合意を得た上で市と協定を結び、お互いに役割分担したうえでみどりを増やす活動を共に行っていく制度です。市は緑化に対しての技術的なアドバイスや苗木の提供などいろいろな支援を行います。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/kyoutei/midoriseido.html>

● 緑化推進協議会制度

自分達の住む地域のみどりを守り育てるために結成した団体を市長が「緑化推進協議会」として認定します。緑化推進協議会が活動する地区の住民の皆さんと市が協働でみどりを増やすための活動を行います。認定・実施の際に技術的なアドバイスなどいろいろな支援を行います。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/kyougikai/kyougikaiseido.html>

● 保存樹木・保存並木

樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定しています。(現在、保存並木の指定実績はありません)

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

● 景観重要樹木

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボリックな存在として、都市景観を特徴づけている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いた上で景観法を基に景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観形成を推進しています。

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

● 札幌景観資産

市民や観光客から親しまれている建造物や樹木などの歴史的な景観資源を大切に継承し、個性豊かな景観を形成するため、札幌市が独自に指定し、保存と活用を図るものです。

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

5. 地域のみどりを守る制度・事業 みどりを守る

●緑保全創出地域制度

市・市民・事業者・所有者等が一体となって、札幌のみどりを豊かなものとし、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な都市環境を確保することを目的として、市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為にあたり、種別ごとに一定の緑化などの確保を図り、みどり豊かな都市環境を保全及び創出する制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midorj/kisei/hozensyousai/hozensyousai.html>

●特別緑地保全地区

街の中の良好な自然環境を形成するみどりを保全することを目的とし、都市緑地保全法(現都市緑地法)に基づき都市計画決定されるもので、都市景観上・環境保全上あるいは歴史的・文化的観点から保全する必要のある樹林地等が対象となります。特別緑地保全地区では、建築物の新築や樹木の伐採などの一定の行為を行う際は、都道府県知事の許可を得る必要があります。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/hozenchiku.html>

●風致地区制度

風致地区内における建築物の建築などの行為を規制することにより、都市の風致を保全し、みどり豊かな都市環境を保全するための制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/fuchisyousei/fuchisyousai.html>

●緑化施設整備計画認定制度

「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として定められた地区内の建築物について、建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/nintei/ninteiseido.html>

●都市環境林取得整備事業

市街地近接地で開発志向の強い地域、自然環境・景観及び防災機能上保全が必要な地域などについて、計画的に一般民有林を公有化することにより、これらの森林を保全するものです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/toshikankyuu/toshikankyuu.html>

6.公園管理の制度 公園管理の制度

●街区公園等管理業務委託

市民の方の公園への愛着を育み、また、市民の方と行政が一体となって、美しく、安全に、公園を管理するため、町内会等の地域の団体に街区公園等の清掃、草刈の業務を委託しています。

各区土木部維持管理課：連絡先は公園ボランティア欄参照
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/itaku.html>

●近隣公園清掃業務委託

障がい者団体(施設)等に近隣公園の清掃の業務を委託しています。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/shiminsanka.html>

7.P R P R

●コンテストの実施(「緑と花のフォトコンテスト」)

札幌市内の公園、緑地における、みどりや花の魅力、美しさ、公園でのひととき、自然とのふれあいなどを表現した作品を募集します。応募要領などは、都市緑化基金のホームページ、「広報さっぽろ」に掲載します。

(財)札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/photo.html>

8.その他 **他** その他制度

●街並み誘導型地区計画制度

建物の高さや道路からの壁面の位置などを制限して、良好な街並みに誘導するために、道路にかかわる容積率の制限を緩和することができる制度です。

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

●河川美化活動支援制度

札幌市の維持管理河川において、清掃・草刈・花壇の手入れなどの美化活動を行う、町内会・河川愛護団体・企業・NPOなどの団体に、ゴミ袋、軍手、タオルの配布、ゴミの回収などの活動支援を行うことにより、良好な水辺環境が保全されることを目的とする制度です。

札幌市建設局下水道河川部河川管理課：TEL 011-818-3415

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/kasen/menu07-04.html>

●アダプトプログラム

アダプトとは、英語で「養子縁組する」という意味。このプログラムは、ボランティアとなる地元住民や企業が、道路や公園など地域の共有財産である公共施設や空間を、管理者との契約に基づき、定期的・継続的に代替管理を行う制度です。中央区や西区、豊平区において実施されています。

中央区市民部地域振興課：TEL 011-231-2400 FAX 011-511-7234

西区市民部地域振興課：TEL 011-641-2400 FAX 011-641-2455

豊平区市民部地域振興課：TEL 011-822-2400 FAX 011-822-9357

●札幌都市緑化基金

ここで掲載している支援メニューのうち、さっぽろ緑化園芸学校や記念樹のプレゼント、フラワーポットや貸出し、ツタ苗補助など多数のメニューは、「札幌市都市緑化基金」を活用して運営されています。

「札幌市都市緑化基金」は、都市緑化の推進を目的とした各種の普及啓発及び助成事業を行うために昭和59年に設立されました。札幌市と札幌市公園緑化協会では、この基金の運用益によって、民有地緑化の普及・啓発活動を行ったり、市民・町内会等に対して民有地緑化のお手伝いをするなど、様々な事業を実施しています。

この基金では、企業や市民の皆様からの寄付などにより成り立っています。緑あふれるさっぽろのまちづくりのため、札幌市都市緑化基金の募金にご協力をお願いします。

* 各区役所や当協会が管理する公園の窓口などに募金箱を設置しています。

* ご寄付をいただける場合は、札幌市公園緑化協会へお問い合わせください。

お問い合わせ先：(財)札幌市公園緑化協会

TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577

HP <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/pot.html>

●札幌市森林保全基金

良好な都市生活環境を形成している樹林地の保全施策を展開する上で必要となる資金を恒常的に捻出するための財源として昭和63年に設立された基金です。

